

在宅で人工呼吸器を使用している方へ

非常用電源の 購入費用を補助します



在宅で人工呼吸器を使用する方が、災害発生等の非常時に生命を守り、安心して生活を継続できるよう、非常用電源の購入費用を補助します。

事業概要

▶対象者

在宅で常時人工呼吸器を使用する難病患者や医療的ケアを要する児童等

※医療機関入院中の方、障害者支援施設又は障害児入所施設入所中の方、介護保険施設入所中の方、睡眠時無呼吸症候群等によるCPAP（持続陽圧呼吸療法）を受けている方は対象外です。（退院又は退所予定の者を除く）

▶対象となる用品

種 目	機 器 要 件
正弦波インバーター 発電機	人工呼吸器使用者又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で定格出力が850VA以上のもの
ポータブル電源 (蓄電池)	人工呼吸器使用者又は介助者が容易に使用及び運搬可能で、蓄電機能を有する正弦波出力の電源装置で300W以上のもの
DC/ACインバーター (カーインバーター)	人工呼吸器使用者又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置で定格出力が300W以上のもの

- ※1 疑似正弦波（矩形型、補正正弦波）の製品は補助対象外とします。
- ※2 海外製の製品については、以下2点の要件を満たすものを補助対象とします。
 - ・日本語の取扱説明書が添付されていること
 - ・電気用品安全法の適合検査に合格した（PSEマークが付いている）製品であること
- ※3 医療機器に直接繋げて使用すると故障する可能性があるため、外付けの専用バッテリー等に充電してから使用するなど対策を講じてください。誤った方法で使用したことにより医療機器が故障した場合、京都市はその責任を負いません。

▶補助率

市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯 10/10 、市民税課税世帯 9/10

※18歳以上は世帯の最多所得者の所得割額が46万円以上の場合は対象外です。

▶補助上限額

8万円

▶申請受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日） 消印有効

※用品の購入前に補助金の交付決定を受ける必要があります。

※補助金交付決定日以降に購入し、令和9年3月31日までに実績報告された用品が対象です。

▶申請書等のダウンロード、Q&A、事業詳細はこちらから

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000338770.html>

または「京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業」で検索



申請の流れ

①本事業の対象となるかを確認

- ▼ 京都市内に住民登録があり、常時人工呼吸器を使用（※）している。
※ 次のいずれかに該当する方が対象となります。
 - ・ 特定医療費（指定難病）受給者証に人工呼吸器使用の記載がある。
 - ・ 小児慢性特定疾病受給者証に人工呼吸器使用の記載がある。
 - ・ 身体障害者手帳の呼吸器機能障害の1級である。
 - ・ かかりつけ医の意見書で常時使用の証明がある。

②購入する用品の選定

- ▼ かかりつけ医などと相談し、購入する用品を決める。

③販売店で見積書の作成を依頼

- ▼ ①で決定した用品の見積書を作成してもらう。

④申請

- ▼ 申請に必要な書類を下記申請先まで郵送する。

⑤補助の決定

- ▼ 京都市から申請者へ補助金交付決定書等を送付する。

⑥用品の購入

- ▼ ②の販売店で用品を購入し、代金を支払う。

⑦実績報告

- ▼ 実績報告書と領収書等の書類を下記申請先に郵送する。

⑧補助金額の確定

- ▼ 京都市から申請者へ補助金額決定通知書等を送付する。

⑨補助金の請求・支払

請求書を下記申請先へ郵送する。その後、京都市から補助金を指定口座へ振り込む。

原則は償還払いとなりますが、代理受領払いも選択可能です。詳細はHPを御確認ください。

※償還払：購入時は申請者が費用の全額を販売店に支払い、
代金支払後に京都市から申請者へ補助金を支払う方法

※代理受領払：購入時は申請者が費用の一部のみを販売店に
支払い、納品後に京都市から販売店に補助金を支払う方法

申請先・お問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 在宅福祉第二担当

☎075-222-4161